

西予市 地域ささえあいセンターだより



西予市社会福祉協議会

第1号

2019年1月発行



地域ささえあいセンターとは…



西予市社会福祉協議会では、10月1日から西予市の委託を受けて「西予市地域ささえあいセンター」を開設し、個別訪問活動、地域支援活動等を行っております。

被災によるお困りごとなどのご相談に応じ、被災された皆様の生活再建を支援してまいります。



(12/25)つつじ団地 餅つきの様子



ささえあいセンター職員紹介



野村・城川担当



宇和・明浜・三瓶担当

★ インフォメーション ★

～災害支援制度の申請期限について～

＊り災証明の申請受付

り災証明書とは、被害の程度（全壊・大規模半壊など）を証明するもので、様々な支援制度を受ける上で必要となります。新規・再調査ともに平成31年3月29日(金)をもって受付が終了となりますので、お早めに市役所税務課または各支所総務課まで。なお、一次判定に不服の場合、不服申し立てをすることで二次調査を依頼することもできます。

＊被災者生活再建緊急支援金(特別支援金)

住居の被害程度に応じて支給する支援金のうち、県・市が支給する分（＝特別支援金）の申請期限は平成31年3月31日(日)までです。市役所福祉課または各支所生活福祉課まで。半壊及び一部損壊（床上）も対象です。

※他にも申請期限が近い制度もありますので、西予市発行の「支援制度【第5版】」をご確認ください。

♪ ほっとカフェのご紹介 ♪

発災当初から支援していただいている四国地区曹洞宗青年会が中心となり、原則毎週金曜日に、仮設住宅で『ほっとカフェ』が開催されています。毎週とても賑わっており、地域の憩いの場となっていますので、お近くの方はぜひご参加ください。お待ちしております♪



野村地区の様子
←（午前開催）

明間地区の様子
（午後開催）→



